

議案第73号

福岡市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正に鑑み、自動車車庫の耐火性能に係る制限の付加を廃止するとともに、防火地域及び準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率に係る制限を緩和する等の必要があるによる。

福岡市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(福岡市建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 福岡市建築基準法施行条例(平成19年福岡市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「自動車車庫等」を「自動車修理工場」に改め、同条中「自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)又は自動車修理工場(以下この条及び次条において「自動車車庫等」という。)」を「自動車修理工場」に、「自動車車庫等の」を「自動車修理工場の」に改める。

第22条の見出し中「自動車車庫等」を「自動車修理工場」に改め、同条中「自動車車庫等」を「自動車修理工場」に、「第112条第12項及び第13項」を「第112条第12項」に、「その車庫部分又は作業場部分」を「その作業場部分」に改める。

第36条中「仮設興行場等」の次に「及び法第87条の3第5項前段又は第6項前段の規定による許可を受けた建築物」を加える。

(福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成2年福岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第3項中「第1号又は第2号」を「法第53条第3項第1号又は第2号」に、「第1号及び第2号」を「同項第1号及び第2号」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「次の各号の一」を「法第53条第6項各号のいずれか」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「耐火建築物」を「耐火建築物等」に、「すべて」を「全て」に、「第3項第1号又は前項第1号」を「第3項又は前項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て準防火地域内にあるものとみなして、第3項の規定を適用する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中福岡市建築基準法施行条例第22条の改正規定（「第112条第12項及び第13項」を「第112条第12項」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 第1条中福岡市建築基準法施行条例第21条の改正規定及び同条例第22条の改正規定（「第112条第12項及び第13項」を「第112条第12項」に改める部分を除く。） 平成31年4月1日